

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象期間・申請期限を延長します

制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限		
	旧	新	
4月	令和2年9月30日（水）	令和2年12月31日（木）	
5月			
6月			
7月			令和2年10月31日（土）
8月			令和2年11月30日（月）
9月	令和2年12月31日（木）	令和3年3月31日（水）	
10月	-		
11月			
12月			

申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：9月の休業であれば10月1日から申請可能）

申請方法（郵送）

支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類（免許証の写しなど）、振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）、休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）の5点を封筒に入れて、下記のあて先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

お問い合わせは

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

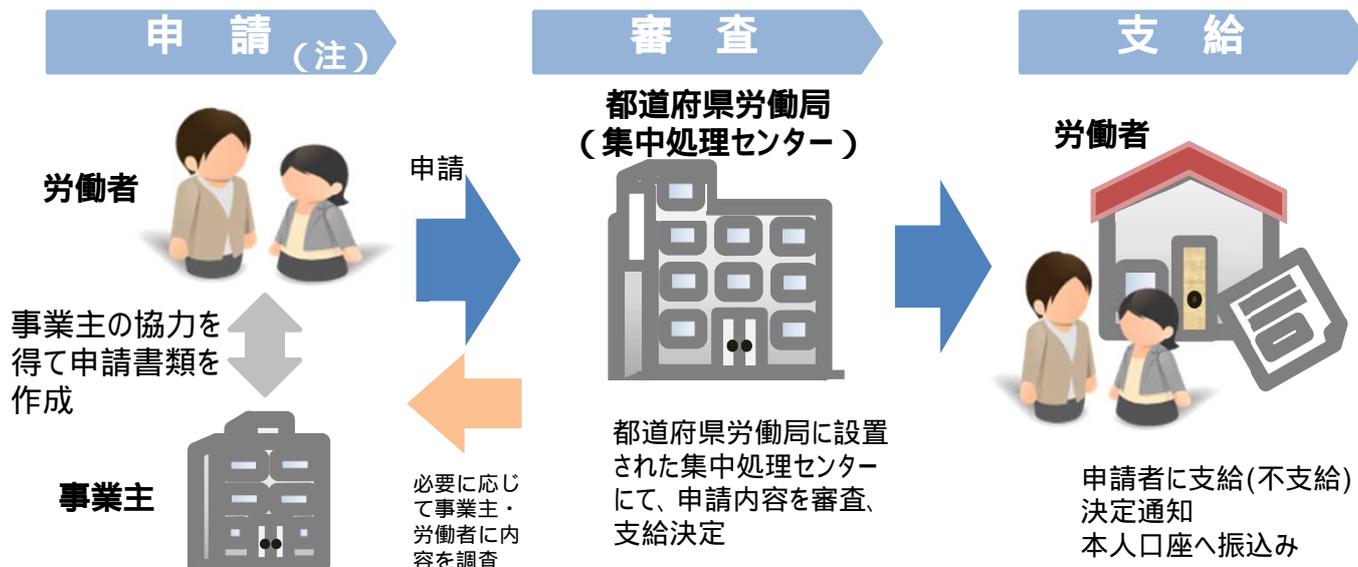
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局

申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求められることや、その名称等を公表することがあります。

申請に当たっての留意点 (事業主の皆様へ)

雇用関係や事業主の指示による休業の事実の確認のため、**支給要件確認書の事業主記載欄への記載**に協力をお願いします。

支給要件確認書の記載や支援金の受給の有無は、労働基準法第26条の休業手当支払義務の有無の判断に影響するものではありません。

申請には**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。

労働者が**休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります**。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

総合労働相談コーナーのご案内 (労働者の皆様へ)

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

